

30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の堅持と拡充及び教育  
予算の拡充を求める意見書

平成23年度に義務標準法が改正され、小学校1学年の基礎定数化がはかられました。これは、30年ぶりの学級編制標準の引き下げであり、今後、少人数学級の着実な実行が必要です。日本は、OECD諸国に比べて、1学級あたりの児童生徒数や教員一人あたりの児童生徒数が多く、きめ細やかな対応をするためには学級規模を引き下げることが必要です。平成22年に文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、回答者の約6割が小中学校の望ましい学級規模として、26から30人を挙げており、このことから保護者も30人以下学級を望んでいることは明らかです。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても均等に一定水準の教育を受けられることが憲法の精神です。しかし、教育予算については、GDPに占める教育費の割合はOECD加盟28カ国の中で最下位であり、また、国の三位一体改革により義務教育費国庫負担制度の国の負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、これにより教育予算は地方自治体の財政を圧迫しています。地方自治体が教育費の財源を安定的に確保するためには、義務教育費の国庫負担制度を堅持し、さらに国の負担割合を3分の1から2分の1へ引き上げることが必要です。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。未来への先行投資として子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材の育成から雇用・就業の拡大につなげる必要があります。

よって、国及び政府関係機関においては、次の事項を実現するよう強く求めます。

- 1 少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みのゆたかな教育環境を整備するため、30人以下学級を目指すこと。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を2分の1に復元すること。
- 3 学校施設整備費、就学援助・奨学金、学校・通学路の安全対策など、教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成25年6月27日

岩手県北上市議会

## 風しんの流行に対する早急な対策及び予防接種費用の国庫負担を求める 意見書

現在、首都圏や関西地方を中心に風しんの流行が続いており、全数報告疾患となった平成20年以降、最も早いペースで患者の報告数が増えています。風しんに罹患したことがなく、予防接種を受けたこともない20代以上の人は多いため、さらに流行が拡大することが危惧されます。

また、最も心配なのは、女性が妊娠初期に風しんに罹患すると、風しんウイルスが胎児に感染し、白内障、先天性心疾患、難聴など先天性風しん症候群と総称される障がいを引き起こすことがあることです。

こうした現状に鑑み、国及び政府関係機関においては、次の事項を実現するよう強く求めます。

- 1 風しんの流行による先天性風しん症候群の発生を防止するため、国民への情報提供及び普及啓発に一層努めるとともに、妊娠を予定している女性や妊娠中の女性の家族など、特に定期予防接種の機会がなかった年齢層への必要な対策を早急を実施すること。
- 2 風しんの流行を防止するために地方自治体の負担で独自に行われている予防接種費用の助成について、国の責任において確実な財政措置を講じるとともに、安定的な予防接種を実施することができるよう、国による公費助成制度を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成25年6月27日

岩手県北上市議会